

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（条例等）

条例又は規則名及び条項	処分の概要	担当課名
盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成6年条例第40号）第29条の2第1項	産業廃棄物再生利用業の収集運搬業の指定	廃棄物対策課

1 審査基準は、次のとおりとする。

- (1) 盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則（平成7年規則第1号）第27条の2に掲げられている事項。

2 標準処理期間は、25日とする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。